

平成28年（健厚）第5029号

裁 決 書

再審査請求人

沖縄県

昭和 年 月 日生

()

利害関係人

沖縄県

代表者

原処分をした保険者

政 府

原処分をした保険者の機関

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働大臣

原処分の権限に係る事務の受任者

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構

代表者 理事長 水島 藤一郎

審査の決定をした社会保険審査官

九州厚生局社会保険審査官

小 池 浩 文

主 文

後記「事実及び理由」欄第2の2の(4)記載の原処分を取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、利害関係人である■■■■■■■■■■と称する厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）及び健康保険法（以下「健保法」という。）上の適用事業所に使用される者であったところ、利害関係人が、請求人に係る厚年法及び健保法上の被保険者資格（以下、併せて「厚年等被保険者資格」という。）の資格喪失年月日を平成■■■■年■■月■■日とする被保険者資格喪失届を提出し、請求人に係る利害関係人における厚年等被保険者資格の資格喪失年月日が同日とされたことから、請求人が、同厚年等被保険者資格の資格喪失年月日を同月■■日とすることを求めて、厚年法第31条及び健保法第5.1条の規定に基づく厚年等被保険者資格の確認請求をしたところ、同確認請求が却下されたことから、それを不服として、九州厚生局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、利害関係人に使用される者であったところ、利害関係人が、請求人が平成■■■年■■月■■日付で退職したとして、請求人に係る厚年等被保険者資格の資格喪失年月日をいずれも同月■■■日とする磁気媒体による被保険者資格喪失届を、日本年金機構（注：日本年金機構は、厚年等被保険者資格の取得及び喪失の確認に関する厚生労働大臣の権限に係る事務を受任している。以下「機構」という。）に届け出た。
- (2) 機構は、上記(1)の届出に基づき、請求人に係る厚年等被保険者資格の資格喪失年月日をいずれも平成■■■年■■月■■日とすることを確認をした。
- (3) 請求人は、平成■■■年■■月■■日（受付）、機構に対し、厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書を提出し、請求人に係る利害関係人における厚年等被保険者資格を有していた期間が、平成■■■年■■月■■日から平成■■■年■■月■■日までの期間（以下「本件確認請求期間」という。）であることを確認する旨の厚年法第31条及び健保法第51条の規定に基づく確認請求（以下「本件確認請求」という。）をした。
- (4) 機構は、平成28年4月15日付で、請求人に対し、「事業主からの届出内容は事実と相違ないことを確認したため。」として、本件確認請求を却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- (5) 請求人は、原処分を不服とし、審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、別紙1に記載のとおりである。

2 利害関係人の主張の要旨

請求人に係る利害関係人における退職日は平成■■■年■■月■■日であるから、請求人に係る利害関係人における厚年等被保険者資格の資格喪失年月日は同月■■日となり、原処分は適法かつ妥当であるということと解される。

3 保険者の主張の要旨

保険者の主張は、別紙2に記載のとおりである。

4 社会保険審査官及び社会保険審査会法第30条第1項の規定により指名された者（以下「社会保険審査会参与」という。）の主張の要旨

審理期日において、2名の社会保険審査会参与から、原処分は取り消されるべきとの意見があった。

第4 問題点

- 1 厚年法第6条、第9条、第12条、第18条、第27条及び第31条並びに健保法第3条、第39条、第48条及び第51条の規定によると、厚年法上の適用事業所に使用される70歳未満の者及び健保法上の適用事業所に使用される者は、適用除外される者を除いて、それぞれ厚年法上及び健保法上の被保険者（以下、単に「被保険者」という。）となるが、その資格の取得及び喪失は、事業主の届出により、被保険者若しくは被保険者であった者の請求により、又は職権で厚生労働大臣等が確認することによってその効力を生じるとされている。

そして、厚年法第31条第1項及び健保法第51条第1項の規定によると、被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、厚年法第18条第1項及び健保法第39条第1項の規定による確認を請求できるとされている。

ける急な退職については、退職日は相談の上決定」との記載がある。

- (7) 利害関係人における、請求人に係る■■■■年（注：平成■■■年）の賃金台帳（以下「本件賃金台帳」という。）があり、主な内容を記載すると、次のとおりである。

月	■■月	■■月	■■月
支払日	■■月■■日	■■月■■日	■■月■■日
出勤日数	■■■■	■■■■	■■■■
有給日数		■■■■	
欠勤日数			
出勤時間	■■■■	■■■■	■■■■
残業時間	■■■■	■■■■ 8	
基本給	■■■■	■■■■	■■■■
総支給額	■■■■	■■■■	■■■■

注：空欄は記載なし

- (8) 利害関係人における、請求人に係る平成■■■年■■月の■■■■注：タイムカードと認める。以下「本件タイムカード」という。）があり、それによると、「出」（注：出勤時刻と認める。）及び「退」（注：退勤時刻と認める。）が打刻されているのは、■■日、■■日、■■日、■■日、■■日、■■日、■■日、■■日、■■日及び■■日の■■日間であり、就業日数「■■■■日」、就業時間「■■■■H」と記載されている。また、■■日、■■日及び■■日の■■日間には「×」で抹消された「有休」（注：有給休暇と解される。）との記載がある。
- (9) 機構担当者が、平成■■■年■■月■■日に利害関係人の事務所を訪問し、利害関係人の事務担当者から聴取した内容を記録した、請求人に係る「確認請求にかかる事蹟管理簿」の別紙があり、主な内容を記載すると、次のとおりである。なお、利害関係人から提出を受けた証拠

書類等として、本件休職願、診断書A、診断書B、退職届A、退職届B、本件労働契約書の抜粋、本件賃金台帳及び本件タイムカードが記載されている。

- ・届出した資格喪失日（平成■■■年■■月■■日退職）は、本人が■■月■■日に申出した退職日であり、本人とも合意済みの日付である。
- ・この申出があった当初、当事業所では引継期間等を確保することを目的として、■■■■■■が退職する場合には退職日の3ヶ月前までに申出なければならないことを雇用契約締結時に書面で交わしていることを理由に、■■月■■日付けでの退職は認められないことを伝えた。ただし、体調不良（腰痛）を理由に勤務できないとの強い申出があったため、体調が回復するまでの間（診断書に基づく■■月■■日まで）休職とし、復職後に引継等を行ってから退職することで合意した。
- ・しかし、本人は休職中に事前通知もなく突然に■■月■■日で退職するとの退職届を一方向的に送りつけてきた。これにより、復職を前提とした休職を継続する必要がなくなったため、本人が当初に申し出した■■月■■日付けで退職することで合意し、退職届を提出するよう指示した。
- ・ところが、提出してきた退職届では退職日が合意内容と異なる■■月■■日となっていたため、本人に対して訂正を求めたが、■■月■■日では傷病手当金の受給要件を満たせないで退職日を■■月■■日に変更してほしいと要求してきた。当事業所としては、①本人が最初に申し出した退職日が■■月■■日であったこと②本人が最後に出勤した日が■■月■■日であったこと③■■月■■日は出勤の事実はなく、また■■日でもあり退職日とする理由がないこと、などの理由から、この要求を拒否した。

(中略)

■/■ (■) 出勤し通常通り勤務する。結果的にこの日が最終の出勤日となる。

■/■ (■) ■日

■/■ (■) 無断欠勤したため、本人へ電話したところ、体調不良により出勤できないため■/■付けで退職したいとの申出あり。しかし、当事業所の■が退職する際には、引継・後任者補充等の期間を設けるため3ヶ月前までに申し出ることを採用時に書面で取り交わしており、即時の退職は受け入れられない旨回答。体調不良の間、休職とし、復職して引継等実施後に退職することで合意する。

■/■ (■) 職員(主任)が本人宅を訪問し、休職手続に必要な休職願と診断書を受け取る。(中略)

■/■ (■) 頃 本人より、事前連絡もなく唐突に簡易書留で■/■での退職を申し出る退職届が届く。復職後の引継を前提として休職中であったが、■/■で退職するのであれば、休職期間を設ける必要性がなくなるため、本人からの当初申出どおり、■/■で退職とすることで本人と電話で合意した。その際、■/■を退職日とする退職届を提出するよう求めた。

■/■ (■) 頃 本人より退職日を■/■とする退職届が簡易書留で届く。本人へ電話し、合意した退職日(■/■)と異なる旨を伝えると、傷病手当金の受給資格が■/■では得られないため■/■に変更してほしいとの申出。しかし、事実と反するためこれを拒否。

■/■ (■) ■社労士より電子申請にて資格喪失届提出(喪失日: ■/■)。■/■処理完了。

不安を感じたので、事業所（注：利害関係人を指す。）へ電話を入れ、明日の■月■日は病休したい旨と退職の意思のみを伝えた。退職日については、引き継ぎのこともあるので、相談してから決めようと思っていた。すると■長と室長から、「■日、■日、■日の年休は取消しになった。」と言われ、さらに、休職届の提出と、診断書①（注：診断書Aを指すものと認める。）には具体的な休職期間の日付が記入されていなかったため、新しく診断書を持ってくるようにという指示を受けた。」と主張し、一方、利害関係人は、上記1の(9)によれば、「■/■（■） 無断欠勤したため、本人へ電話したところ、体調不良により出勤できないため■/■付けで退職したいとの申出あり。しかし、当事業所の■が退職する際には、引継・後任者補充等の期間を設けるため3ヶ月前までに申し出ることを採用時に書面で取り交わしており、即時の退職は受け入れられない旨回答。体調不良の間、休職とし、復職して引継等実施後に退職することで合意する。」と主張していることがそれぞれ認められるところ、請求人が利害関係人に対して自己都合退職に係る申入れをした日は、請求人の主張によれば平成■年■月■日とされ、利害関係人の主張によれば同月■日とされ、両者に食い違いはあるものの、いずれの主張においても、自己都合退職に係る申入れがあった時点において、退職日は明確にされず、利害関係人が、請求人に対し休職願の提出を求めていることが認められる。また、上記1の(3)及び(9)によれば、請求人が、同月■日に、利害関係人に対し、利害関係人の指示による本件休職願を提出していることが認められる。そうすると、請求人が、利害関係人に対し、自己都合退職に係る申入れをしたのは、早くても、請求人の主張による同月■日ということになるが、その時点において、請求人に係る退職日は決定していないと認めるのが相当である。

そして、請求人の主張によれば同月■日、利害関係人の主張によれば同月■日における利害関係人の指示により、同月■日に、休職期間を同月■日から同月■日まで及び同月■日から同年■月■日までとする、本件休職願が、請求人から利害関係人に提出されていることが認められるのであるから、請求人は、本件休職願の提出の指示を受けた時点において、利害関係人の労務管理下にあったと認められるべきであるところ、本件休職願の提出指示があった日付は、前記のとおり、請求人と利害関係人とで主張が異なるが、より早い請求人の主張を採用しても、同年■月■日となるのであるから、本件賃金台帳及び本件タイムカードによれば、同月■日が請求人の利害関係人における最終出勤日であり、■月分の賃金として同日までの■日分が、利害関係人から請求人に支払われていることが認められるものの、同月■日において、請求人は、利害関係人の労務管理下にあったと認められ、利害関係人との間に事実上の使用関係があったと認められるべきである。加えて、上記1の(4)、(5)及び(9)によれば、請求人が、同年■月■日を退職日とする同月■日付の退職届Aを、同年■月■日に、■■■■郵便局により引き受けられた簡易書留郵便に付して、利害関係人に発送し、同日、利害関係人は、これを受領し、その後、請求人に対し、同年■月■日を退職日とする退職届を再提出するよう求め、それに対し、請求人は、同月■日を退職日とする同年■月■日付の退職届Bを、同月■日に、同郵便局により引き受けられた簡易書留郵便に付して、利害関係人に発送し、同日、利害関係人は、これを受領したことが認められ、本件記録中、請求人から利害関係人に対し自己都合退職を申し入れたことが確認できる客観的資料としては、退職届A及び退職届B以外に認められず、それらに記載された退職日は、同年■月■日及び同年■月■日であり、

利害関係人が主張する同年■月■日を退職日とするものは認められない。そして、本件は、請求人からの申入れによる自己都合退職の事案なのであるから、同年■月■日を退職日とする請求人による退職届等の客観的資料が存在しない以上、同年■月■日に請求人と退職日を同年■月■日とすることで合意し、同日付の退職が有効に成立しているとする利害関係人の主張は、認められないというべきである。

また、保険者代理人は、請求人と利害関係人との主張に相違があるところ、本件賃金台帳及び本件タイムカードによれば、請求人が利害関係人に対し労務を提供し、利害関係人により請求人に対し報酬が支払われていたのは、同日までであることが認められるから、請求人が、利害関係人によって「使用される者」であったのは、同日までとするのが相当である旨を主張するのであるが、同月■日は、利害関係人の■日であることが認められ（上記1の(9)）、■日であれば、労務の提供がないのは当然である上に、上記説示のとおり、同月■日において、請求人は、利害関係人の労務管理下にあったと認められるのであるから、保険者代理人の主張は失当である。

なお、雇用の解除は将来に向かってのみ効力が生ずるとされているところ、請求人は、同年■月■日付の退職届Bによって同年■月■日付の自己都合退職の申入れをし、それは、遡及した日付による自己都合退職の申入れになるのであるが、自己都合退職を申し入れている請求人が遡及した日付による自己都合退職を求め、利害関係人もそれを認めているのであるから、同日において、雇用の解除がなされたものと認めてもやむを得ないものといえる。

- (3) 以上によれば、請求人は、平成■年■月■日において、利害関係人との間に事実上の使用関係が存在し、請求人の利害関係人における退職日は同日と認められ、同日において、請求人は、利害関係人に

よって「使用される者」であったと認められるのであるから、本件確認請求期間において、請求人は、利害関係人における厚年等被保険者資格を有していたと認められるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は、妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

平成29年4月28日

社会保険審査会

審査長 瀧 澤 泉

審査員 後 藤 昭 夫

審査員 森 俊 介

以上は謄本である

平成29年4月28日

社会保険審査会委員長